

第2節 学校教育における人権教育推進のために

1 推進体制の確立

人権教育を効果的に推進するためには、まずそれぞれの学校において、教育目標や経営方針の中に人権教育推進のねらいを明確に位置付け、すべての教職員の共通理解を図ることが大切である。

そのためには、適切な実態把握、それに基づく教育計画の立案、推進組織の整備と活動内容の明確化、計画的な教職員研修、及び推進体制の点検と教育活動の評価等を不断に行っていくことが必要である。

(1) 実態把握

学校においては、これまでの自校における人権教育の推進状況を把握して、その成果と課題を明らかにし、課題解決のための取組を進めなければならない。

そのためには、いろいろな観点から児童生徒自身やそれを取り巻く家庭、地域社会等の実態を適切に把握することが必要である。

ア 児童生徒の実態把握の視点

(ア) 方法

ひとくちに児童生徒の実態把握といっても、彼らを学校（学級）集団としてとらえる場合と、個別に一人ひとりとしてとらえる場合とがある。前者の場合には、アンケート等による意識調査や統計的把握が活用され、後者の場合には児童生徒一人ひとりを見つめる、より直接的な把握が必要となる。いずれにしろ、児童生徒一人ひとりの思いや願いを、その家庭的、地域的背景も踏まえ、共感的にとらえていくことに努めなければならない。

(イ) 留意事項

① 集団として把握する場合－意識調査等による実態把握－

- 人権問題に対する児童生徒の関心や現在の意識状況、学習した内容の定着度など、学習活動を組織するうえで必要な情報を把握するという明確な目的を持って行わなければならない。
- 調査項目・内容については、調査の目的にそったものとなるように配慮する。また、プライバシーの侵害等の人権侵害に当たるものとならないよう、データの収集・利用・公開・管理等については十分注意する。さらに、質問内容自体が、場合によってはマイナス面も含めて一定の啓発効果をもつことにも留意して、調査の客観性を勘案しつつ、質問項目・内容を考える必要がある。
- 調査の結果については、様々な観点から客観的に検討し、恣意的な結論を引き出すことのないよう留意するとともに、結果を今後の人権教育の推進に役立てなければならない。

② 一人ひとりを個々にとらえる場合－直接的な実態把握－

- 各種検査や調査等に安易に頼ることなく、児童生徒との緊密な人間関係を保ち、学校生活での様々な機会におけるかかわりを通して把握することに努める。

- わずかな事例や資料で全体を推し測らず、様々な視点から多面的かつ客観的にとらえることに努める。
- 共感的な立場で接し、児童生徒の内面や、背後にある困難な状況の理解に努める。

イ 家庭、地域社会等の実態把握

家庭や地域社会等における人権教育の課題を把握するには、学校生活だけでなく、児童生徒の家庭生活の状況や保護者、地域住民の思いや願いをとらえることが必要である。

そのためには、定期的な家庭訪問だけでなく、機会をとらえて教職員が地域に出向いたり、関係機関等との連携を図ったりしながら、保護者や地域住民の生き方や考え方を知ることが大切である。

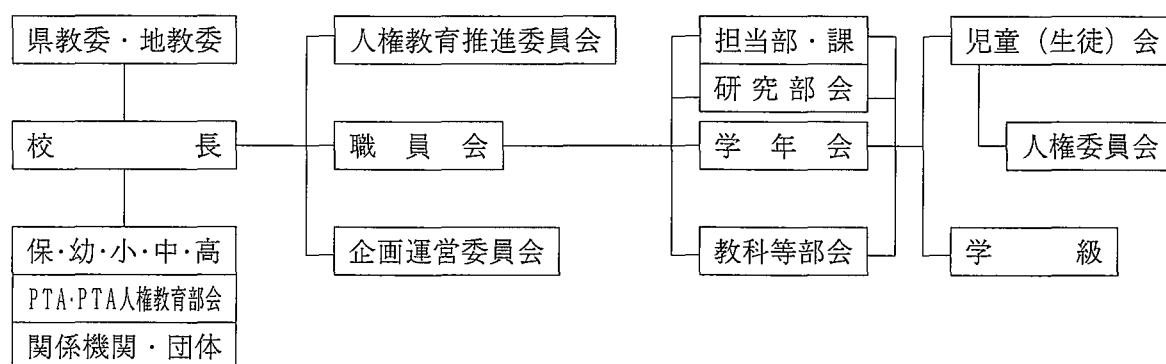
なお、教職員が地域社会とのかかわりを通して学んだことを、学校における人権教育に反映させ、その充実に努めることが大切であることは言うまでもない。ただその場合も、学校教育としての主体性を失うことのないように留意する必要がある。

(2) 推進組織と活動内容

人権教育を推進するためには推進組織を整備し、それぞれの組織の活動内容、教職員一人ひとりの職務別任務内容や教科等における推進内容を明確にしていくことが必要である。

推進組織の構成や活動内容は、学校や地域の実態によって異なる。したがって各学校は、実態把握を踏まえ、適切に工夫を重ねていかなければならない。

ア 推進組織（例）



このうち人権教育推進委員会は、学校の人権教育に関する事項について協議し、人権教育推進のための具体的方策を検討するために設置されるものであり、研究部会は、全教職員がいずれかの部会に所属し、それぞれの部会の活動を通して、学校の人権教育の具体的な実践活動の推進に努めるものである。

イ 職務別任務内容

人権教育推進のため教職員一人ひとりが積極的な実践を進めるには、それぞれの職務別の任務内容を明らかにすることが大切である。

各主任等は、校長の指導監督を受け、適宜に相談・報告を行い、それぞれの職務内容を把握して職務に従事しなければならない。

校長

- 学校経営方針の中に人権教育を明確に位置付け、その基本的な考え方を教職員やP T A会員に明示し、具体的に実践する。
- 人権・同和教育主任への指導助言を行い、必要に応じて、それぞれの教職員に指示する。
- 教職員の人権意識を高めるために指導助言する。
- 朝礼等を通して、児童生徒への直接指導に当たるとともに、保護者や地域の啓発活動を率先して行う。
- P T Aへの研修、啓発を積極的に行い、指導助言に当たる。

教頭

- 校長を補佐し、学校の人権教育推進方針をすべての教育活動等の中で具体化するように、教職員に指導助言を行う。
- 学校運営全体の立場から、教務主任や学年主任、研修主任、人権・同和教育主任などに指示し、各学年・教科等への人権教育の位置付けや実施計画等の調整に当たる。
- 自校の人権教育推進上の問題点を正確に把握し、改善への方向づけを図るとともに、P T A活動を支援し、保護者・地域住民の啓発活動に指導的役割を果たす。

事務長・事務主任

- 児童生徒一人ひとりの人権の保障にかかわる事務処理の在り方について常に配慮し、困難な条件のもとにある児童生徒を把握するとともに、関係教職員と連携して支援に当たる。
- 安心できる学習環境づくりの一環として、学校の施設・設備を安全な状態に維持・管理する。

教務主任

- 学校におけるすべての教育活動の中で人権教育が推進されるように、教育計画を具体的に企画・立案する。
- 人権教育の推進計画に基づいて、その実施状況を評価し、関係主任との連絡調整を図る。

学年主任

- 担当学年におけるすべての教育活動の中で人権教育が推進されるように、学級担任等の連絡調整に当たる。
- 各学級の人権教育の実践状況の把握や評価・分析を行い、指導助言に努める。

学級担任

- 学級経営方針に人権教育を明確に位置付け、人権尊重を基盤にした学級づくりに努める。
- 児童生徒一人ひとりの理解に努めるとともに、困難な条件のもとにある児童生徒を中心に据えた学級・ホームルーム経営に努める。
- 関係教職員との連携を図りながら、児童生徒の持っている課題の解決に努める。
- 人権教育年間指導計画に基づき、学級における人権教育の推進に努める。

保健主事

- 安心できる学習環境づくりの一環として、学級担任、養護教諭、家庭、学校医等との連携を図り、児童生徒の身体的・精神的状況の把握に努めるとともに、生命尊重の教育、健康保障の在り方等について提起する。

養護教諭

- 学級担任、保健主事、家庭、学校医等との連携を図り、児童生徒の身体的・精神的状況の把握に努めるとともに、個々に対応したカウンセリングに当たり、課題の解決を図る。

生徒指導主事

- すべての教職員が、人権尊重の精神に立って児童生徒の支援が行えるよう生徒指導の在り方について提起する。
- 困難な条件のもとにある児童生徒一人ひとりの思いや願いを、その背後にある家庭的、地域的背景を踏まえて、共感的に理解することに努め、相談・支援に当たる。

進路指導主事

- 進路指導体制の確立に努めるとともに、とりわけ困難な条件のもとにある生徒に対しては、生徒や保護者とのかかわりをとおして、生徒理解に努め、学力の向上を図り、適切な進路の選択ができるよう、進路保障に努める。

研修主任

- 教職員研修計画の作成や実施に際し、人権・同和教育主任と連携しつつ、教職員の人権問題への関心を高め、理解を深めるように努める。

人権・同和教育主任

- 自校における人権・同和教育の推進に当たる。
※ 『人権・同和教育指導の手引』の「人権・同和教育主任の職務内容」を参照。

教科等主任

- 担当教科等における人権教育推進の視点を明確にし、教育内容や手法の創意工夫に努めるとともに、他の教科担当者や学級担任等との連携を図りながら、個々の児童生徒の実態に即した指導に努める。

図書担当

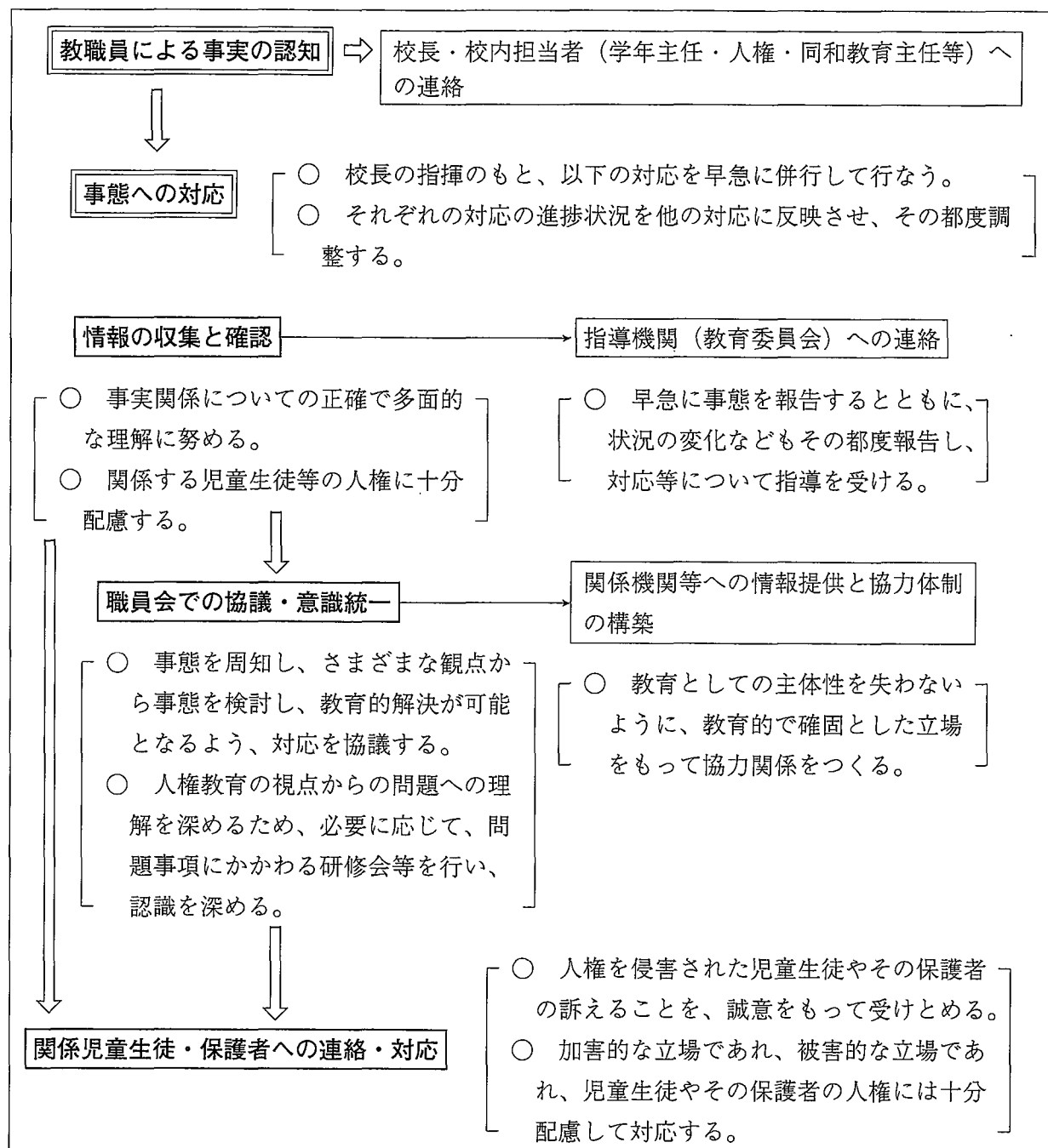
- 人権問題関連図書の整備・充実に配慮するとともに、読書指導等の機会を通じて、これら図書への関心を高め、活用の促進に努める。

教育相談担当

- 人間尊重を基本理念として、児童生徒が安心して楽しく、主体的に学校生活を送ることができるよう相談に応じ、望ましい人格の形成に努める。また、カウンセリングを通して、児童生徒が自主的に自らの課題を解決し、自己実現に向けて意欲的な生き方ができるよう支援する。

ウ 緊急を要する事態への対応

学校教育の場において、人権にかかわって緊急に対応を要する事態が発生した場合には、以下の要領で、組織的かつ適切に事態への対応を行わなければならない。



(3) 推進体制の点検と評価

ア 点検と評価の基本

学校における人権教育を効果的に推進するには、各組織での推進状況を常に点検・評価し、それに基づいて推進体制を改善していく必要がある。推進体制が十分に機能しているかどうかを点検・評価するには、これまでの教育活動がどれだけの成果をもたらしたか、あるいは課題を残しているかを、継続的な状況把握によって、検証することが必要である。

しかし、短期間のために顕著な変化が確認しにくかったり、事例が不十分なため、客観的な検証が困難な場合も多い。また、成果や課題が、推進体制のどの部分によるものかを分析することも簡単ではない。把握方法や分析方法についても十分研究しなければならない。

イ 日頃から確認すべき事項

(ア) 推進計画

- 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の指導計画に、人権教育をどのように位置付けているか。
- 推進計画の実施状況を、誰が、いつ、どのように確認しているか。また、確認・指導の記録は残しているか。
- 推進計画に基づく教育実践の成果や課題をどう把握し、それに基づいて推進計画をどのように検討、改善しているか。

(イ) 教職員研修

- 教職員研修の推進体制をどう組織し、どのように活動しているか。
- 校内の人権教育の研究及び研修計画がどう立案され、それに即した研究及び研修がどのようになされているか。
- 校外の研修会（研究会）参加者の事前研修をどう行っているか。また校外研修の成果を、どのようにして全教職員の取組に反映させているか。

(ウ) 人権教育の資料の収集・作成・保管・活用

- 人権教育にかかわる調査をどう行い、その結果をどのように分析し、活用しているか。
- 人権教育関係資料の収集を、誰がどう行い、どのように保管し、活用しているか。また、資料のリストを作成しているか。
- 地域素材の教材化をはじめ、自校での教材の開発・作成にどのように取り組んでいるか。

(エ) その他

- 保護者への啓発活動やPTAの自主的活動がどう行われているか。またそのために、どのように組織が編成され、活動しているか。
- 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・地域社会・関係機関等の連携はどう行われ、自校での人権教育の推進にどのように生かされているか。
- 人権尊重の視点に配慮した、児童生徒への接し方や言葉づかい、校内の掲示物や発行文書等、児童生徒が安心して学習できる環境づくりについて、どのように取り組まれているか。

2 教職員研修

学校における人権教育の推進に当たっては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持つとともに、日常の教育諸活動が、人権が尊重されたものとして行われることが重要である。

豊かな人権意識・人権感覚を持ってあらゆる教育活動を展開するとともに、子どもへの人権学習の指導が円滑に実施できるよう、教職員研修が計画的、系統的に実施される必要がある。

(1) 人権教育観の確立 一教職員一人ひとりの在り方一

人権教育の推進に当たっては、教職員の資質と力量によるところが大きい。研修を通じて、全教職員が同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解と認識を深め、一人ひとりが豊かな人権感覚を養うとともに、その指導力を向上させることが不可欠である。

ア 人権問題についての科学的認識を深める

人権教育で大切なことは、まず教職員が様々な人権問題に対する科学的認識を確かなものとし、それに基づき合理的な精神を高めていくことである。

そのためには、次に掲げるような基本的な事柄について正しい理解を深めることが大切である。

- ① それぞれの人権問題は、どういう歴史的背景のもとに発生し、どのような推移をたどって今日に至っているか。
特に部落差別は、いつ、どのような状況のもとで確立され、近代以降どう変化していったか。
- ② それぞれの人権問題は、現在どのような状況にあるか。それは、私たち一人ひとりの生活とどうかかわっているか。
- ③ それぞれの人権問題は、今後どうすれば解決するか。そのために、私たち一人ひとりがどのようにかかわっていかなければならないか。

人権侵害を容認したり、温存・助長したりする人間の意識や社会構造について学ぶことによって、その要因や背景を正しく理解し、それを通して自らの生き方とかかわらせながら、解決に向けての実践的態度を培っていくことが求められるのである。

また人権問題（教育）に関連する法令等について、十分理解しておく必要があることは言うまでもない。

イ 人権尊重の精神を確立する

人権問題を学習するうえで、子どもたちにその基礎となる考え方や感性を育てるために、教職員自身が次のような点に留意しながら、人権尊重の精神を確立していくことが重要である。

- 差別の現実を直視することによって、差別を見抜く力を養い、その非合理性や人間の尊厳についての認識と感性を高めているか。

- 被差別の側に立つことによって、その痛みに共感し、差別をなくしていこうとしているか。
- 日常の教育活動の中で、児童生徒一人ひとりの人権を尊重する態度を貫いているか。
- 人権問題を自分自身の生き方とのかかわりにおいてとらえ、自分を見つめ、常に自己変革していこうとしているか。

また、教職員は研修を通して、次のような基本的視点を身に付け、取組に生かしていきたい。

- ① 人間の尊厳（人間ってすばらしい）
- ② 自尊感情（自分が大好き）
- ③ 非攻撃的自己主張（わたしはこう思う）
- ④ 興味・関心（もっと知りたい）
- ⑤ 多様性の尊重（違っていいからすばらしい）
- ⑥ 批判的思考（こんな見方もあるよ）
- ⑦ 他者への共感（痛みが分かるあたたかさ）
- ⑧ 共生（違いを認め合い共に生きる）
- ⑨ 公正（おかしいことはおかしい）
- ⑩ 協力（力を合わせれば差別はなくなる）

ウ 学ぶ姿勢を大切にする

人権教育の実践に当たっては、教職員が子どもや家庭をどうとらえるかということが問われる。私たちは「指導する」という一段高い立場から子どもを見つめるのではなく、まず子ども・家庭・地域社会に学ぶことを教育の根底に据え、次のような姿勢を持ちたい。

- 子どもと共に活動し対話するなかで、一人ひとりの思いを十分に受け止める。
- 表面的な問題行動にのみ着目するのではなく、子どもの立場に立って考えることによってその背景をとらえなおし、子どもの内面にある思いや願いを理解する。
- 子どもの実態を的確に把握し、発達段階に応じた系統的な指導に留意しながら、子どもの立場に立って課題解決の方向を考える。
- 課題解決は、学校・家庭・地域社会の結び付きの中で図られていくことを理解し、家庭訪問、現地学習、地域懇談会等を通じて差別の現実に積極的に学ぶ。

エ 同和教育の成果を踏まえた人権教育を推進する

学校においては、教育活動の様々な領域で差別や偏見解消のための取組が行われてきた。特に、同和教育は、子どもの同和問題への理解と認識を深めるだけでなく、我が国の人権教育の中核として、広く人権尊重の精神の高揚を図り、あらゆる人権問題に対する理解を深めてきた。同和教育の「差別の現実から深く学ぶ」といった考え方は、今後の人権教育推進に

当たっても重要な視点である。同和教育は人権教育の重要な柱であるという認識のもとに、同和教育の成果を踏まえ、これを発展的に継承しながら、人権教育を構築出来るよう、研修に取り組まなければならない。

(2) 教職員研修充実のために

ア 教職員研修の在り方

人権教育の推進に当たっては、教職員の資質と力量によるところが大きい。計画的、系統的に実施される研修を通して、人権及び人権問題に対する理解と認識を深めていくことは、指導者である教職員としての責務である。

しかし、同時に、参加者が常に受け身で学ぶのではなく、差別の現実に学ぶという視点を基本に据えながら、自らの意志で主体的に参加し、学び、考える研修であることが重要である。そのためには、次のような点について留意する必要がある。

- 参加者が「指導される」だけではなく、自ら学ぶ研修でもあること
- 参加者に「押し付ける」のではなく、自覚の喚起を大切にする研修であること
- 参加者が、経験差等に関係なく、自由に意見交換できる場であること
- 参加者が興味・関心をもち、「参加してよかった」と思える研修であること

イ 研修体制の整備

教職員の人権教育観を確立し、実践への意欲を高めるため、研修は計画的、継続的に実施されなければならない。また研修会は、人権問題についての知的理解を踏まえながら、それにとどまることなく、一人ひとりの教職員の確固たる姿勢の確立につながるよう、ねらいを明確にした効果的な方法によって実施する必要がある。

そのため、その年度の研修全体の目標や目的に基づき、学校における人権教育実践上の課題、地域の実態、研修内容の系統性を十分配慮して、年間計画に適切に位置付けることが大切である。

さらに、教職員一人ひとりが人権教育推進への役割を認識したうえで、自分の職務を通じて積極的に研修にかかわっていくことが重要である。研修会の形態としては、全教職員や学年別等で実施される校内研修のほか、県や管内、市町村単位の研究大会など地域や就学前・小・中・高の連携を図りながら実施される研修がある。それぞれの研修成果が教職員全体に還元され、学校全体としての取組に効果的に生かされなければならない。

ウ 研修の方法

研修にあっては、まず人権問題の解決を自己の課題とするという意味において、自己研修が大事にされなければならない。それを基盤として、全教職員による組織的な研修が行われることによって、学校としての目標を達成していくことができるのである。

研修の方法としては次のようなものが考えられるが、いずれにしても、教職員が主体的に参加できるよう、上記の「ア 教職員研修の在り方」で述べた留意点に配慮してほしい。

- | | | | |
|--------|------------|----------|--------------|
| ○ 教材研究 | ○ 授業研究 | ○ 研究発表 | ○ 研修会の報告 |
| ○ 演習 | ○ 全体協議 | ○ グループ討議 | ○ ワークショップ |
| ○ 講演 | ○ 映画・ビデオ視聴 | ○ 現地研修 | ○ 他校の授業参観 など |

エ 資料の整備・充実

研修の充実を図るには、ねらいを達成することのできる適切な資料・情報を整備する必要がある。そのため、県・市町村教育委員会などが発行した資料や各種の研修会、研究会等で使用された資料を整備、保管し、活用できるようにしておくことが大切である。

また、人権教育関係の図書の購入、新聞の切り抜き、視聴覚教材の整備、インターネットの活用等、資料や情報の収集を全教職員で取り組むことが、一人ひとりの人権教育観の確立にとって有効である。同時に、自校での実践の足跡が分かるように、記録を積み上げていくことも忘れてはならない。

オ 研修の具体的な内容

(ア) 自分自身を振り返る研修

人権問題の解決を私たち一人ひとりの課題にしていくためには、自己の在り方を見つめ、人としてどう差別と向き合い、どのように生きるかを学び合う姿勢が大切である。そのため、自分と様々な人権問題との出会いや自身の変容について、全教職員で語り合う研修が必要である。

また、教職員として、被差別の状況におかれている子どもの思いや願いをどう受け止め、その実現に向けてどのように働きかけてきたか等、これまでの自分の、人権問題解決への姿勢を改めて確認することも必要である。

(イ) 人権問題に関する研修

人権問題についての基本的なことがらについて正しく理解するために、以下のような研修内容が考えられる。

- | |
|--|
| ○ 身の回りの生活の中にある不合理な偏見や差別、差別表現、同和問題をはじめとする、愛媛県行動計画に指摘されたような人権課題の現状と課題についての学習 |
| ○ 人権獲得の歴史や差別が発生するメカニズムについての学習 |
| ○ 自尊感情や非攻撃的自己主張、ワークショップなど、人権教育にかかわる概念や教育手法等に関する学習 |
| ○ 人権教育をめぐる動向や関係法規・条例等についての学習 |

人権問題についての研修では、正しい知識や考え方を身に付けることも大切であるが、差別の現実に学ぶ研修と関連付けながら、歴史の流れをしっかりとさえ、差別の現実を認識し、解決への確かな展望を持つことが最も重要である。

(ウ) 人権教育の推進に関する研修

自己の在り方生き方を見つめ、差別の現実に学び、人権問題について科学的認識を深めることができたとしても、それが日常の教育実践に生かされなければ、真に意味のある研修とはいえない。

研修の成果を日常の教育実践に生かすには、全教職員の共通理解を図りながら、人権教育を推進することが必要である。そのための具体的な研修内容として、次のようなことが考えられる。

- 全教育活動に人権教育をどう位置付けるか。
- 保・幼・小・中・高の連携を図りながら、系統性・一貫性のある人権問題学習をどのように進めていくか。
- 自校での教材開発・活用にどのように取り組むか。
- P T Aにおける啓発活動にどのように取り組むか。
- 家庭や地域社会、関係機関との連携をどのように図っていくか。
- 人権教育の調査をどう行い、分析結果をどのように指導に生かしていくか。

カ 評価

教職員研修の成果が、教育実践の中にどう生かされ、子どもの意識の変容や教職員一人ひとりの人権教育観の確立にどのような効果があったかについて、全教職員で反省・評価をし、今後の具体的な教育活動や研修の質的向上に生かしていくことが大切である。

(3) まとめ

教職員研修を通して、人権問題について深く学ぶことによって、差別の現実を見つめ、何が差別か、何が問題なのかを鋭くとらえることができる。このことは、単に人権教育を進める力量を高めるだけでなく、学校教育目標の具現化を図る力量を高めることにもつながっている。さらには、人としての魅力を豊かにする営みでもある。だからこそ、研修についての反省・評価を生かしながら工夫や改善を加え、研修を魅力あるものにすることが必要なのである。その際、一人ひとりの教職員が被差別の立場に立ち切ることができているかどうかを常に問われなければならない。

【コラム 社会科単元別テスト問題が提起した教育課題】

1 問題の概要と課題

平成12年、県内の数多くの中学校で採用されている社会科単元別テストの設問において、賤称語をそのまま解答として記述させるという問題が発生した。

テストは渋染一揆に関するものであり、岡山藩の俚約令の資料の一部に空欄を作り、一揆を起こしたのはどのような身分の人たちであったかを問う設問であった。

また、このテストを採用している中学校のうち半数近くの学校が、テストの内容を十分吟味することなく実施したことも明らかになった。

したがってこの問題は、このテストを作成した組織やこれを十分検討せずに実施した学校を含め、われわれ教職員一人ひとりの同和教育観そのものを問うているものであり、今後の人権教育を推進していくうえでの、重要な教育課題として受け止めなければならない。

2 出題の意義

社会科において、汚染一揆の意義や重要性を子どもたちに正しく理解させることは、同和教育問題に対する科学的な認識を深め、解決への意欲を培うという点で非常に重要である。したがって、汚染一揆の歴史的な意義の理解の程度や、同和教育問題解決への意欲が、子どもたちにどの程度育ったかを、社会科のねらいに即して、テスト問題を通して評価すること自体は意義深いことである。

3 問題点

(1) 「差別の現実」についての認識の不足

賤称語は、現在もなお差別用語として生きており、この言葉によって心に深い傷を負っている人々がいるという現実がある。すなわち、この言葉は、いまだに人間の尊厳を奪い、人格を傷つける言葉として使われている。このような現実を十分に認識していれば、直接賤称語を記述させるような設問を作ることも、テストを実施することもできないはずである。

(2) 「被差別の立場に立つ」視点の不十分さ

この設問に対して、直接賤称語を記入せざるを得ない状況に追い込まれる同和地区生徒の気持ちを思いやる視点が欠けている。特に社会的立場を自覚し、差別の現実を学び、この言葉の持つ重さ、差別性を知っている子どもたちにとっては、大きな苦痛と屈辱を強いられるものであり、心に深い傷を残すものである。

4 賤称語の取り扱いと基本認識

賤称語は、被差別の歴史などについての学習の場にあつて、説明上この言葉を使わざるを得ない場合に限って、必要最小限に使用すべきものである。その場合にも、指導者は、差別の現実を踏まえ、学習の中で生徒たちには賤称語の持つ意味や重さを十分に理解させるとともに、学習の場以外の日常生活等で安易に使用する言葉ではないことを徹底すべきである。

5 総括 ―今後の研修の在り方―

今回の問題が明らかにしたのは、「差別の現実に学ぶ」ことや「被差別の立場に立つ」ことを見失った同和教育は、指導者の思い入れがいかにも強くても、いかに知識が豊富であろうとも、結果として被差別の立場にある人々に屈辱と悲しみを与えるとともに、教育を通じて差別を拡散しかねない状況を生むということである。

これは、決して同和教育問題にのみ限られることではない。今後、人権教育を推進していくに当たっても、こうした視点がいかにも重要であるかを、単元別テスト問題は提示したのである。

3 一貫性のある人権教育の推進

子どもの人権意識を高め、豊かな人権感覚を育成するためには、計画的・系統的で一貫性のある人権教育を推進していくことが必要である。そのためには、

○ 保育所・幼稚園・小・中・高等学校の各学校間の連携を踏まえた、子どもの発達段階に応

じた教育の展開

- 保育や各教科、道徳及び特別活動、総合的な学習の時間など、それぞれの特性に十分配慮した、教育活動全体を通しての人権尊重の精神育成の取組
- 学校の教育計画等の中への、人権教育の明確な位置付けが重要になってくる。

(1) 発達段階に応じた人権教育の展開

系統的で一貫性のある人権教育を推進するためには、就学前からの、発達段階に応じた目標や具体的なねらいを設定して、計画的かつ着実に学習を展開することが大切である。目標や具体的なねらいは、子どもや地域の実態に基づいて設定されなければならないが、一般的なものとしては次のような内容が考えられる。

分野	発達段階による目標	具 体 的 な ね ら い
就学前教育	多様な生活体験を通して豊かな感性を育てるとともに、基本的な生活習慣を養い、社会性の芽生えや集団への所属感をはぐくみ、望ましい人間関係をつくることのできる子どもを育てる。	○ 子ども一人ひとりが豊かな表現力や感性とともに、健康で明るく育つよう、基本的な生活習慣を身に付ける。 ○ 友達を大切にし、助け合って、集団生活ができる。
小 学 校 教 育	基礎学力の充実を図り、健康の増進に努め、身の回りにある差別や偏見に気付かせる。 また人間尊重の意識をはぐくみ、生活の中の不合理や矛盾に気付き、差別解消につながる意欲や態度、技能を育てる。 特に高学年にあっては、現在も世の中に存在している不合理な同和問題に関心を持たせ、正しく理解させる。	低学年
		○ 人間尊重の精神に基づいた基本的な生活習慣や、集団生活における望ましい生活態度を身に付ける。 ○ グループや学級集団に喜んで参加し、みんなで力を合わせて問題を解決していく仲間意識を持つ。 ○ 身近にいる幼い人や高齢者等に温かい心で接し、思いやりや親切な心を持つ。
		中学年
高 学 校 教 育		○ 一人ひとりの悩みや願いを、グループや学級全体の問題として受け止め、解決していこうとする仲間意識を持つ。 ○ 身近な生活の中にある偏見や差別に気付き、解決しようとする意欲と態度を持つ。 ○ 高齢者や障害者との交流を深め、思いやりの気持ちや、よりよい社会を築いていこうとする態度を持つ。
		高学年
		○ 互いに信頼し、学び合って友情を育てるとともに、異性に対する正しい理解と認識を深め、協力して明るい社会を築いていこうとする心構えを持つ。 ○ 生活の中にある不合理や矛盾・差別を見抜き、みんなの問題として解決していく意欲と実践力を持つ。 ○ 同和問題の歴史的背景や人権獲得のために闘ってきた人々の営みについての基本的理解を通して同和問題に触れる。

中学校教育	人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、学力の向上を図り、進路の保障に努める。 また、同和問題をはじめとする様々な人権問題の歴史的・社会的背景についての理解と認識を深めることにより、人間の尊厳についての自覚を高め、民主的な人間関係の確立に努める生徒を育成する。	1年	○ 生活の中にある不合理や矛盾、差別を見抜き、集団の問題として共に解決していく意欲と態度を持つ。
		2年	○ 人権問題の現実を正しく理解するとともに、歴史的背景について理解と認識を深め、差別を解消していく意欲と態度を持つ。
		3年	○ 人権問題の本質を理解するとともに、その解決を自らの課題として受け止め、明るい展望に立ち主体的に取り組む実践力を身に付ける。
		全学年	○ 人権尊重の精神を基盤に、主体的に差別を解消していく意欲と実践力を持つ。
高等学校教育	進路保障の徹底に努めるとともに、すべての教育活動を通じて人権尊重の精神を養う。 特に同和問題解決に向けて、主体的に実践する力量を身に付けさせるとともに、それを通してすべての人の基本的人権を尊重し、あらゆる人権問題の解決を図っていく生徒を育成する。	1年	○ 様々な人権問題に対する基本的理解を深める。 ○ 差別の現実を踏まえ、人権尊重の理念と同和問題の本質について理解する。 ○ すべての教育活動において仲間意識に立った集団づくりに努める。
		2年	○ 人権獲得の歩みに学び、問題解決への展望と課題に対する認識を深める。 ○ 人間の尊厳を守り、差別を解消していく意欲や態度を育てる。
		3年	○ 同和問題の解決が、すべての人の人権が保障される、より確かな社会の実現につながることを認識する。 ○ 同和問題をはじめとする様々な人権問題解決に向けた実践力を身に付ける。

(2) 各教科等での人権教育

学校における人権教育の推進に当たっては、各教科等すべての教育活動において人権教育の視点が明確に位置付けられていることが必要である。以下、小学校の場合を例にとりて、各領域での人権教育目標を示す。

国語科

- 自分の思いをはっきりと述べるために、的確に話したり、文章で伝えたりする能力を育てることによって、人間同士の心のつながりを深めるとともに、自分たちの生活をより深く見つめ、そこから自らの生活課題を見い出そうとする態度を育てる。
- 作品に描かれた自然、人間、社会について深く考えさせることによって、正しいものの見方、考え方を身に付けたり、豊かな心情を培ったりして、豊かな人間性を育てる。

社会科

- 身近な地域における社会生活や、我が国の国土と歴史に対する正しい理解と愛情を育てる

とともに、人権が尊重されたよりよい社会をつくるため、身の回りの人権にかかわる問題を自らのこととしてとらえ、人権を守り、不合理な差別を解消していこうとする意欲や態度を育てる。

- 近世における農民の生活や被差別民衆の生活の様子を知ることにより、同和問題の歴史的背景を正しく理解し、認識を深める。
- 国際社会における我が国の役割を理解し、平和を願う日本人として、世界の人々と共に生きていくことが大切であるという自覚を育てる。

算 数 科

- 数学的な考え方を身に付けさせることによって、論理性を培い、科学的なものの見方、考え方を育てる。
- 日常の事象について見通しをもって、筋道を立てて考える能力を育てることによって、生活の中の不合理や矛盾に気づき、それをよりよく解決していこうとする意欲と態度を育てる。

理 科

- 身近な自然に親しみ、見通しをもって観察・実験などを行い、自然を愛する心情と問題解決の能力とを育てる。また、それを通して、生活の中の矛盾や不合理に気づき、科学的な見方や考え方を生かして解決していこうとする態度を育てる。
- 生物と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、生命を尊重する態度を育てる。

生 活 科

- 身近な地域の高齢者、障害者等多様な人々とかかわり合う学習を進めることにより、自分の役割や行動について考え、適切に行動できる力を養う。また、生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立の基礎を養う。
- 動物を飼ったり、植物を育てたりする活動を通して、生命を尊重する心を養うとともに、生き物への親しみを持ち、大切にすることを育てる。

音 楽 科

- 音楽に込められた豊かな感情を味わう能力と感性を育てる。
- 自分やみんなの思いや願いを音楽で表現する能力を養うとともに、みんなの心が一つに融け合う喜びを味わわせ、仲間意識をはぐくむ。

図画工作科

- 自分の思いや願いを、自分なりの方法で表現する楽しさや喜びを味わわせるとともに、作品の持つよさや美しさを鑑賞させることによって、豊かな情操を養う。
- 造形遊びを通して、友達と協力し合って作品を完成させる成就感を味わわせるとともに、連帯感を養う。

家庭科

- 日常生活に必要な基礎的な知識と技能を習得させるとともに、家庭生活についての理解を深め、男女で協力し、温かく民主的な家庭生活を営んでいこうとする態度を育てる。
- 家庭生活への関心を高め、その中にある矛盾や不合理に気づき、家庭生活をよりよくしていこうとする態度を育てる。

体育科

- 健康の増進と体力の向上を図り、自己実現していくための強い意志とたくましい実践力を身に付ける。
- みんなで仲良く運動したり、表現したりすることを通して、協力・公正などの態度を育てる。
- HIV感染症やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解を深め、差別や偏見をなくし、人権尊重の意識を育てる。

道徳

- 生命がかけがえのないものであることを自覚し、自他の生命を尊重しようとする心を育てる。
- だれに対しても差別したり偏見をもったりすることなく、公正・公平に接し、社会正義についての自覚を深め、その実現に努めようとする心情を育てる。
- 郷土や我が国の発展に尽くし、文化や伝統を育てた先人たちの生き方に学び、それを継承し発展させていこうとする心構えを育てる。
- 外国の人々や文化に対する理解と尊敬の念を深めるとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚を持って、積極的に国際交流に努めようとする心情を育てる。
- 人間本来の生き方や人権について深く考えるなかで、自分の身近な生活の中にある矛盾や不合理に気づき、差別を許さず、差別や偏見をなくしていこうとする心情と態度を育てる。

特別活動

- 望ましい集団活動を通して、自他の人権を尊重し、集団の一員としての自覚を深め、仲間意識に支えられたよりよい集団をつくろうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- 学校生活の中の矛盾や不合理なことを全員の力で解決し、学校生活の充実と向上を図っていこうとする意欲や態度を育てる。

総合的な学習の時間

- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。
- 学び方やものの考え方を身に付けさせる。
- 主体的、創造的な探究の態度を育成する。
- 人権を大切にしたい自己の生き方を考えることができるようにする。

【コラム 総合的な学習の時間と人権教育】

① 様々な学習活動への人権の視点の位置付けを

総合的な学習の時間の学習課題として、国際理解、環境、情報、福祉・健康などが例示されている。これらの課題を取り上げ、学習を横断的、総合的に展開していく場合にも、人権の視点に結びつけた学習内容を創造していくことが大切である。

例えば、国際理解についての学習課題を設定した場合においては、外国の生活や文化などについて理解を深める学習とともに、現在の日本社会における外国人の人権問題等についても学習することにより、誰に対しても偏見を持たず、対等な人間として素直にコミュニケーションや交流を図っていくことができる力を身に付けていくこと等を重視しなければならない。

このように、いずれの課題においても人権の視点からのアプローチが求められる。

② 人権をテーマとした学習課題の設定を

総合的な学習の時間においては、様々な人々との触れ合いを通して、子どもが自分や友達のよさを知ったり、身近にある様々な人権問題とのかかわりや解決への道筋について考えたりする活動が展開できる。

例えば、「文字」をテーマに学習を展開していくなかで、日本や世界の識字問題について学んだり、人権尊重の町づくりの視点から差別解消への取組やその背景にある人々の願いなどを考えていくこともできる。日本や世界の人権問題について、子ども一人ひとりがテーマを決めて体験的に学習していくことなども大切である。

③ 体験を通して社会の現実を学ぶ学習を

総合的な学習の時間は、様々な人や出来事に触れる体験を通して社会の現実を学ぶ学習である。子どもたちは、身近にいる障害のある人たちや高齢者、社会問題の解決のために取り組んでいる人たちとの出会いや、様々な労働体験・自然体験、伝統的な文化・芸能に触れる体験などを通して、確かな人権感覚を身に付けていくことができるのである。

(3) 人権教育の指導計画

学校における人権教育を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等すべての教育活動の中で計画的に一貫性をもって進めるためには、その位置付けを明確に示した全体計画と、それを基にした年間指導計画の作成が必要である。

ア 全体計画の作成

全体計画は、学校における人権教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、その目的を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

(ア) 全体計画の内容と作成の手順

全体計画の内容については、特に定まったものがあるわけではないが、次のような手順で作成されることが望ましい。

- ① 憲法や教育基本法にのっとり、児童生徒や保護者、地域の実態から学校の教育課題を明らかにする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ 憲法、教育関係法規の理念 | ○ 時代や社会の要請や課題 |
| ○ 子どもの実態 | ○ 教師、保護者の願い |
| ○ 学校や地域の実態と課題 | |



② 教育課題から学校の人権教育目標や学年の目標を設定する。

- | | |
|-------------|-------------|
| ○ 学校の教育目標 | ○ 学校の人権教育目標 |
| ○ 学年の人権教育目標 | ○ 目指す子ども像 |



③ 目標達成のためその具体化を図り、各領域等への位置づけを明確にする。

- | |
|---------------------------------------|
| ○ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における人権教育の指導方針 |
|---------------------------------------|



④ 家庭・地域社会等との連携・協力の在り方について、具体的な方向性を明らかにする。

- | |
|-----------------------------|
| ○ 家庭・地域社会との連携、協力の在り方 |
| ○ 地域における保・幼・小・中・高の連携・協力の在り方 |

(イ) 全体計画作成上の留意点

こうした全体計画を作成するに当たっては、すべての教職員が人権教育の意義や指導理念について十分に話し合い、共通理解を図りながら作成することが肝要である。

以下、作成に当たっての留意点について述べる。

○ 家庭や地域の課題の考慮－学校の人権教育目標の設定－

子どもの、様々な人権問題や人権尊重に関する意識の実態及び家庭・地域の願いや要望、克服すべき課題等を考慮し、人権教育目標を設定する必要がある。

なお、人権教育目標は、人権教育の推進を通して学校の教育目標を実現するために設定されるものである。したがって、人権教育の深化を図ることが学校の教育目標の達成につながるものでなければならない。

○ 目指す子ども像への配慮－学年の人権教育目標の設定－

各学年の子どもの実態から指導の重点を導き出すことにより、目指す子ども像を明らかにしながら、学年の目標を設定する必要がある。

○ 固有の目標への配慮－各領域の、人権教育推進に果たすべき役割－

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間には、それぞれ固有の目標があり、特質がある。人権教育の目標を達成するために、その目標や内容を分析し、それぞれの果たすべき役割を明確にする必要がある。

○ 家庭、地域社会との連携・協力

子どもたちは、家庭、地域社会から、価値観や規範意識の形成等において様々な影響を受けている。学校での人権教育が効果を上げるためには、学校と家庭と地域社会の三者が連携し、相互に補完し合い、一貫性をもって取り組む必要がある。学校側からの一方的な働きかけではなく、保護者、地域社会の思いや願いを指導に生かす姿勢が大切であり、それらが反映されるよう全体計画を作成する必要がある。

○ 保・幼・小・中・高の連携・協力

地域社会において生活している子どもの成長・発達を引き継ぎ、進路を保障していくためには、地域にある保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が一貫した方針のもとに取り組む必要がある。指導内容の一貫性、指導方法についての共通理解を図るために、様々な機会を利用し、継続的に交流を図ることが必要であり、それがまた、全体計画の中に明確に位置付けられなければならない。

○ 教育の中立性への配慮

人権教育の取組は、学校の主体性において推進されるべきであり、計画作成に当たっても、教育の中立性はしっかり確保されたものでなければならない。

イ 各教科等の年間指導計画の作成

年間指導計画は、全体計画に基づいて行われる人権教育が、子どもの発達や地域の実態に即し、計画的、発展的に行われるよう各学年ごとに編成された年間の指導計画である。

(ア) 年間指導計画の内容

各教科等の年間指導計画の形式や内容について、一定の型や基準があるわけではないが、次のような内容を盛り込むことが望まれる。

- ① 各学年の基本目標
 - 学年の重点目標
 - 学年の指導基本方針
- ② 学年の年間にわたる指導の概要
 - 単元（題材）名
 - ねらい
 - 資料（教材）
 - 展開の大要及び指導の方法、留意点
 - 指導の時期及び配當時数
 - 他の教育活動との関連

(イ) 年間指導計画作成上の留意点

指導の効果を高めるためには、次のことに留意して作成する必要がある。

- ① 学年の核となる重点的な指導内容を明確にすること。
- ② 指導内容相互の関連や発展を明らかにすること。

③ 学年間の関連や発展について配慮すること。

ウ 計画の実施及び改善のための体制の確立

計画の実施に当たっては、全教職員による一貫性のある取組が不可欠である。また、改善の必要があれば、ただちに着手できる体制を整えておくことも大切である。

4 教育内容や手法の創意工夫

(1) はじめに

学校における人権教育の推進に当たっては、これまでの同和教育の成果を生かしながら、教育内容や手法の創意工夫を進めていくことが求められている。

「差別の現実から深く学ぶ」という視点の提示など、同和教育は、同和問題の解決のみならず、すべての人権問題の解決に向けて貴重な成果を積み重ねてきた。その成果を生かしながら、豊かな人権教育を構築することが今後の課題となる。

教育内容や手法の面でも、国際的な人権教育の取組の経験や成果等も踏まえ、一層の創意工夫を凝らし、それを通して、学校、家庭、地域社会などの日常生活のなかで実践的に人権意識を培っていくことが求められているのである。誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気づくり、多様な興味関心への対応、意見や感想の自由な交換の重視、体験活動からの学びなどを通して、公正で広く保護者や地域住民の共感を得られるような人権教育を進めていかなければならない。

(2) 教育内容の創造

ア 二つのアプローチ

地域改善対策協議会意見具申は、人権教育を推進するに当たっては、法の下での平等や個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく方法と、それぞれの問題の解決という個別的な視点からアプローチして、あらゆる差別の解消につなげていく方法があると指摘している。そして、これら是对立するものではなく、両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な問題も解決していくと述べている。

愛媛県行動計画等においては、対応すべき重要課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、アイヌの人々、刑を終えて出所した人等を掲げている。これらの課題はそれぞれの独自性と同時に、不可分性と相互依存性を持っている。様々な人権問題の関連性、つながりに配慮しながら、柔軟な視点から教育内容の創造が図られなければならない。それを通して子どもたちは、問題の解決と自らの生活とのかかわりを実感するとともに、問題の背景を社会全体の仕組みのなかでとらえ、解決への意欲を育てていくことができるのである（本章第1節60－61頁）。

イ 「生きる力」の育成

「生きる力」の核になる豊かな人間性について、中央教育審議会答申（平成10年6月）は次のように指摘している。

- ① 美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性
- ② 正義感や公正さを重んじる心
- ③ 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- ④ 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- ⑤ 自立心、自己抑制力、責任感
- ⑥ 他者との共生や異質なものの寛容

これらの内容は、そのまま人権教育が目指す理念に通じるものである。人権教育の確かな内容を構成していくことは、「生きる力」を育てていくことでもある。

知識理解を深めるとともに、より豊かな感性や人権感覚を身に付けていくためには、子どもが主体者となって、「自ら課題を見付け、自ら学ぶ」人権教育の内容を創造していくことが必要である。そのためにも、様々な自然体験や社会体験活動の場を設定するなど、学校や地域の特質を踏まえた特色ある学習内容の創意工夫が望まれる。

(3) 教育手法の工夫

「生きる力」の育成などを目指すための教育内容の創造は、同時に教育手法の工夫に重なる課題でもある。同和教育が蓄積してきた教育手法は多彩であり、その成果や課題を踏まえるとともに、世界の様々な人権教育の取組の手法にも学びながら、これからの人権教育の推進を図っていく必要がある。

その場合、学習目的に応じた手法の選択や効果的な組み合わせが重要であるが、以下においては、特に児童生徒の主体的活動の場を保障する観点から、教育手法について述べる。

ア 参加体験型学習

これまでの人権教育においては、とかく知識伝達だけに偏り、ただ一つの正解を一方的に求める学習手法も多く見られた。参加体験型学習は、学習者の人権（主体性）を大切にしながら、人権に関する行動への意欲を高め、そのための技能を培っていかうとするものである。そこでは学習参加者それぞれの関心、問題意識、気付きが大切にされる。学習形態としては、ゲーム、シミュレーション（疑似体験）、ロールプレイ（役割演技）、フォトランゲージ、ディベート、ブレインストーミング、ランキングなどがある。

その利点としては、「堅かった関係をほぐせる」「お互いを丸ごと知り合える」「共通の出発点を持ち問題意識を発展させることができる」「ネットワークを広げられる」「お互いの知識やスキルを交換できる」ことなどがあげられる。参加体験型の学習においては、学習し、発見し、交流するプロセスそのものが大切にされ、正解は一つではない。教師は学習プロセスに媒介的に関与する学習促進者となり、主役は子どもなのである。

しかし、自分や他者の考え方、あるいは課題のとらえ方について、多様な気付きがもたらされるものの、そこにとどまってしまう、それを何にどうつないでいくのが曖昧になる場合がある。またせっかくの発見や学びが独りよがりの理解になってしまう危険性もある。参加体験型学習のよさを生かしながら、それを学習にどう位置付けるかが重要なのである。

【コラム 参加体験型学習を進めるに当たって】

イギリスで、生徒中心の参加体験型による学習を実践しているある教師は、参加体験型学習の目的は次のような学びの場を創造していくことであると述べている。私たちが、人権教育を進めるうえでの重要な指摘である。

- ① 生徒たちを励まし、刺激し、確信させ、挑戦させる環境のなかで学校の時間を過ごさせること。
- ② 生徒たちにとって関係と意味がある課題を、個人であれ共同であれ、やりとげることを通じて、自己信頼を深めていくこと。そして、その努力が適切に賞賛されたと感じ取れること。
- ③ 考えや意見を交換したり、共同作業にかかわることで、他の人々と協力して活動できること。
- ④ 未来に夢をもち、働き、考え、問題を解決し、自ら創造していくこと。
- ⑤ 肉体的な運動から、造形や言語の芸術活動にいたるまで、できるだけ幅広い範囲にわたって、想像力を自由にはたかせ、創造性を発揮していくこと。
- ⑥ 先生や他の子どもであれ、いつも指導者の後に続いたり、他人の指示に従うのではなく、自ら率先して行動していくこと。
- ⑦ 子どもたちが関心をもち、かかわっていけるものごとを発見していくこと。バランスのとれた様々なことがある一日のなかで、広い範囲の課題や問題を学ぶこと。
- ⑧ 自分自身であること、自分らしくなっていくこと。自分の可能性を十分実現していくこと。つまり、自分はどのような人間であるのか、自分の長所や弱点は何であるのか、他の人とうまく行動しかかわっていけばいいのか、などについて学んでいくための場所や、安心感をもつこと。
- ⑨ 子どもたちが、誰であれ、どんな人であれ、(略) 一人ひとりを個人として受け入れること。(略)
- ⑩ 先生が、どのような特定の集団に対しても、親切であり、思慮深く、偏見をもたずに接していること。

ミリアム・ステイナー『Making Global Connection』より（栗野真造氏訳）

イ 地域との交流学习

学校教育の場において、地域の人たちを招いて、話を聞いたり話し合いをしたりすることは、子どもが自分の生き方や、人権に対する考え方を学んでいくうえで、効果的な学習方法といえる。

例えば、障害のある人や、共に生活している人、点字翻訳をしている人、障害のある人の思いを詩でつづった曲を紹介するグループなどを招いて、その人たちの生活の中にある思いを聞き、学び合うことも考えられる。

また、人権集会などで、保護者や地域の人からも意見をもらったり、ディスカッションしたりするなど効果的な学習方法である。

例えば、人権劇をした後、その場で子ども、教師、保護者、地域の人たちの感想や意見を

交換する。あるいは、人権集会を子どもとPTAとの連携で企画し、パネルディスカッションなどを行う。その後、学級での話し合いを持ったり、人権教育だよりなどで紹介し合ったりする、といった取組も可能だろう。

さらに、子どもたちが地域へ出掛けて行って学習することも大切である。

例えば、地域探検をするなかで、地域の方々の優しさや生活を知ったり、人権尊重について啓発するためのポスターを地域に掲示できるようにお願いしたりしながら、自らの思いを地域の人に語る活動、一人暮らしの高齢者の家を訪問し、自分たちの手紙や作品を届けたり、一緒に語り合ったり、草引きをしたりするなどの、自分たちができることをする体験を重ねる活動なども、着実に人権意識を高めていくだろう。

ウ 福祉体験学習

体験を通して、人間を尊重する意識を高めたり、共生社会の在り方について深く考えたりするなどの学習効果が期待できる。高齢者福祉施設での介護や触れ合い体験、障害者福祉施設での共に行う作業労働、ホームヘルパーと共に家庭を巡回しての介護体験、病院での高齢者との触れ合い体験、保育所での保育体験などの取組が考えられる。日頃から関係機関との連携を密にするとともに、しっかりした事前学習を行うことなどが重要である。

エ 交流体験（触れ合い体験）学習

養護学校と他の学校との交流学习を通して、友達を思う心を養い、互いのよさを学び合う学習も、人権尊重を基盤にした、共生社会での生き方を考えさせるうえで重要である。交流を重ねていくなかで、子どもの中に、互いを特別視することなく、自然に思いやる気持ちが育っている。

また、自然体験（散策や野外活動）、運動体験（水泳など）、登山、遊びなど、様々な体験学習を通して、障害のある子ない子ということよりも、一人の友達といった意識が強くなり、心のバリアが解き放たれていく。学校が設定した交流学习の後も、子どもたちが自主的に手紙のやりとりや、遊び、運動会での訪問などの交流を行い、人間的なつながりを強めている事例もみられる。

子どもが主体者となって取り組まれた交流学习は、仲間意識をはぐくみ、自分の生活の姿勢や人権意識をとらえ直すよい機会である。それはまた、自分たちの地域を構成しているすべての人々に対して、思いやりの気持ちを育て、互いの立場に理解を深めるよい機会ともいえる。

オ ボランティア体験学習

車椅子磨きに取り組んだ小学生の実践や、車椅子贈呈のために廃品回収に取り組んだ中学生、車椅子の製作に取り組んだ高校生の実践など、自分たちにできることとして、ボランティア活動に取り組む実践もある。

さらに、地域のサークル活動の手話や点字の学習会に進んで参加し、学校で友達に紹介したりする活動もある。学んだ手話をもとに手話コーラスとして発表したり、人権劇のシナリオを点字で作成したりするなど、それぞれの活動を通じて、人のためだけでなく自分自身の問題として、学んだことを生かそうとする活動である。

5 まとめ

以上、推進体制を整備し、教職員がそれぞれの職務内容等を把握して、全教育活動の中で、系統かつ計画的に人権教育を推進していくことの重要性について述べてきた。

人権教育を推進していくことで教職員が変わり、児童生徒、保護者、地域社会が変容していく。すなわち、人権教育を基盤にした学校経営、学級経営が、児童生徒一人ひとりを大切にする学校づくりとなり、その教育目標の具現化につながっていくのである。

そのためにも、日々の教育実践の中で、全教職員の共通理解を根底に置き、学年間の共通理解は図られているか、学級間格差はないか等を常に点検しながら、人権教育の深化、拡充に努めていかなければならない。